

(5) 介護人材の確保と介護サービスの質の向上

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた介護を支えるための人材の確保及び介護現場の生産性向上と定着の促進、高齢者等への適切な介護サービスを提供するためのサービスの質の維持・向上等の推進が必要です。

①多様な介護人材の確保・育成 (★)

【現状と課題】

- ・国の推計によると、本県の介護職員数は令和 22 年度（2040 年度）に 9,554 人不足する見通しです。また、厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会（第 220 回）資料によると、訪問介護員（ホームヘルパー）の有効求人倍率が 15.5 倍と施設系職員の 4 倍以上であり、特に訪問介護員（ホームヘルパー）の人材不足が深刻な状況です。
- ・生産年齢人口の減少が加速する中、介護人材の確保がますます難しくなっており、今後増加が見込まれる介護ニーズに対応するためには、多様な人材の参入を促進する必要があります。
- ・また、増加する介護ニーズに対応しながら、介護サービスの質の向上を図るためには、それぞれの事業者及び職員自身がその能力の向上に努めることが必要です。

【目指すべき方向】

- ・外国人、高齢者及び潜在的有資格者などの掘り起こしを進めるとともに、介護の仕事の魅力発信を行い介護職のイメージアップを図り、多様な人材の参入を促進します。
- ・介護現場の職員等を対象とした資格取得のための研修や、それぞれの役割に応じた研修等を実施するなど、介護の質の確保やキャリアアップのための育成を推進します。
- ・訪問介護員（ホームヘルパー）の確保・育成へ向けて、福祉人材・研修センター及びその他関係団体と連携しながら、事業所等へ以下の個別施策の周知と活用促進を図るとともに、イメージアップのための広報・啓発を行います。

【個別施策】

○福祉人材・研修センターによる取組

- ・福祉人材無料職業紹介、就職セミナー及び離職した介護福祉士等への再就職支援等を実施します。
- ・地域の人材に直接アプローチして、職場体験や就職面談会等を行うパッケージモデルを構築します。

○介護事業者団体等が行う人材確保・育成の取組への支援

- ・介護事業者団体等が行う多様な人材確保や、現役職員の資質向上に向けた研修等の取組を支援します。

○修学資金や再就職のための経費等の貸付け

- ・熊本県社会福祉協議会が実施する介護福祉士等の資格取得のための修学資金、介護職を離職した潜在的有資格者等の再就職のための経費等の貸付けを支援します。

○介護現場における高齢者の就労促進

- ・高齢者の希望、能力に応じ、介護助手（介護アシスタント）業務など介護現場における高齢者の就労を促進します。

○外国人介護人材の受入推進

- ・介護福祉士を目指す留学生等が介護福祉士の国家試験に合格できるよう学習支援を行うとともに、介護分野で働く技能実習生等が円滑に就労できるよう支援します。

○宿舍施設の整備

- ・外国人を含む新規人材の参入を促進するため、宿舍の整備を支援します。

○介護職のイメージアップのための広報・啓発

- ・介護の仕事の魅力を発信するワンストップサイト「ウェルカム！くまもと介護の扉」を活用して、事業所の優れた取組事例等の情報を広く発信します。
- ・「介護の日」イベント^①等を通じて、広く県民に対し介護職の魅力や専門性等をPRします。
- ・介護職員自らが誇りを持って介護の魅力を伝える「K A i G O P R i D E」による啓発を促進します。
- ・介護の体験・調査学習を通じて、小中学生に介護の魅力を伝える「学校現場への働きかけ」を福祉高校等と連携して実施します。

○介護職員初任者等に対する研修

- ・介護の業務に携わる人材の裾野を広げて担い手を確保しつつ、質を確保するため、介護職員初任者研修と生活援助従事者研修の受講を促進します。

○介護職員のキャリアアップ支援

- ・介護の専門性を高めることで職員の定着を図るため、認知症対応力の向上等に係る各種研修を実施します。

① 厚生労働省により、毎年11月11日は「介護の日」と定められています。熊本県では、県内の介護関連団体や教育機関等の12団体で構成される「介護の日inくまもと実行委員会」が中心となり、開催しています。

○介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する研修

- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）が利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントを実践できるよう、法定研修や法定研修の講師養成研修を実施します。

○介護人材確保に向けた関係機関との連携の推進

- ・行政、事業者団体、養成機関等の関係機関による「熊本県介護人材確保対策推進協議会」を開催し、人材確保に係る課題や取組についての情報共有、連携可能な取組等について意見交換を行い、制度・事業の有効活用等を検証します。

②介護現場の生産性向上と定着促進（★）

【現状と課題】

- ・高齢化の進展や生産年齢人口の減少等により、介護分野の人的制約が強まる中、質の高いサービスを維持していくためには、介護現場の生産性向上に取り組む必要があります。
- ・また、本県の介護分野の離職率は全国平均より高い状況であり、介護現場の負担を軽減し、働きやすい職場づくりを進め、職員の定着を図る必要があります。

【目指すべき方向】

- ・「介護サービスの質の向上」と「介護人材の確保」に向けた、介護サービスにおける生産性向上への取組を推進します。
- ・介護職員の定着促進に向けた、処遇改善、就労環境の改善、D X活用等による業務効率化の取組や、経営の協働化や大規模化等の経営改善の取組を推進します。

【個別施策】

○介護現場における生産性向上に向けた支援体制の整備

- ・地域の関係機関等と介護現場の生産性向上について協議する場や、様々な支援・施策を総合的・横断的に一括して取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ型の総合相談窓口について、計画期間内の設置を目指します。

○介護助手（介護アシスタント）の導入支援

- ・介護現場におけるタスクシェア・タスクシフティング（業務の明確化や役割分担）を図り、清掃や配膳等の周縁的業務を担う介護助手（介護アシスタント）の導入を支援します。

○介護ロボット・ICTの導入支援

- ・介護職員の身体的・心理的負担の軽減や、介護現場の業務効率化につな

る介護ロボット・ＩＣＴの導入等を支援します。

○介護事業者団体等が行う定着促進、経営改善等の取組への支援

- ・介護事業者団体等が行う職員の定着促進や生産性向上、経営の協働化・大規模化等に向けた取組を支援します。

○弁護士等専門家による電話相談

- ・ハラスメントへの対応や職員のメンタルヘルス対策等のため、弁護士や臨床心理士等の専門家による電話相談等によるサポートを行います。

○介護職員の処遇改善の推進

- ・介護サービス事業所・施設に対し、介護職員のキャリアパスや資質の向上、職場環境の改善等を要件とした介護職員処遇改善加算及び経験・技能のある介護職員に重点化した介護職員等特定処遇改善加算の取得を促進します。

○小規模法人によるネットワークづくりへの支援

- ・複数の小規模な社会福祉法人等が参画するネットワークづくりや、参画法人による合同研修や人事交流等の取組を支援します。

○社会福祉法人の経営改善への支援

- ・社会福祉法人の経営基盤の強化や福祉サービス事業者間の連携・協働を図ることを目的とした「社会福祉連携推進法人制度」の周知を行うとともに、制度の活用に向けた取組を支援します。

○文書作成等に係る負担軽減の推進

- ・国が示す方針に基づく個々の申請様式、添付書類及び手続きに関する簡素化や様式例の活用による標準化等を進め、令和７年度（2025 年度）までに「電子申請・届出システム」の導入を行います。

③市町村と連携した指導・監査等の充実

【現状と課題】

- ・介護サービス事業所・施設の業務の健全性を確保するためには、介護サービス事業所・施設に対して適切に指導を行うとともに、県民に対し広く、そのサービスや経営の情報を公表することが必要です。

【目指すべき方向】

- ・制度の周知を目的とした全ての介護サービス事業所・施設に対する集団指導の実施、適正な事業運営を目的とした新規指定事業所に対する実地指導を実施していきます。また、市町村、熊本県国民健康保険団体連合会との連携を強化し、迅速かつ適正な指導や監査を実施していきます。

【個別施策】

○社会福祉法人及び社会福祉施設への指導監査

- ・社会福祉法人及び社会福祉施設の適正な運営が確保され、利用者に対する介護サービスが充実することを目的として、これらに対する定期的な指導監査を実施します。

○介護サービス事業所・施設への指導・監査

- ・介護保険法の理解促進及び不適切な運営や介護報酬の不正請求の防止等を図るため、県内の全ての事業所を対象とした集団指導及び個別の事業所を対象とした実地指導を実施します。
- ・指定基準違反、不正請求やその疑いがあると認められる場合は、関係市町村や熊本県国民健康保険団体連合会とも十分な連携を図りながら、迅速かつ適正に監査を実施します。

○有料老人ホーム等への立入検査等【再掲】

- ・有料老人ホーム設置に係る事前協議等を通じ、入居者への事前説明や安全対策等の徹底に係る指導を行います。
- ・市町村と連携を図りながら、計画的な立入検査、未届施設の把握と届出指導の実施等、県指導指針に基づく運営が行われるよう助言・指導を行うとともに、有料老人ホームの質の確保、向上のための研修を実施します。

○介護サービス情報の公表推進

- ・高齢者やその家族が主体的に介護サービスを選択・比較できる手段として、インターネットを利用した介護サービス情報や介護サービス事業所の財務状況の公表に取り組みます。
- ・介護サービス事業所・施設に対して、集団指導等において制度の趣旨の周知を図るなど、介護サービス事業所・施設における介護サービス情報の公表を徹底します。

○福祉サービス第三者評価の推進

- ・事業者に対する福祉サービス第三者評価の受審促進並びに評価調査者の養成研修及び継続研修を行います。

④介護給付の適正化に向けた市町村支援

【現状と課題】

- ・介護保険制度を持続可能な制度とするため、適切なサービスの確保と効率化を通じて介護保険制度の信頼性を高め、保険者である市町村を中心に介護給付の適正化に取り組んでいますが、小規模町村を中心に人員不足等により取組に差があることから、市町村に対する支援が必要です。

【目指すべき方向】

- ・適正化の実施主体である市町村が、保険者機能の一環として自ら主体的に介護給付適正化に取り組むことができるよう、関係団体と連携して人材の育成や市町村間の連携による実施体制の構築等の取組を支援します。

【個別施策】

○介護給付適正化の取組への支援等

- ・次に定める第6期熊本県介護給付適正化プログラムに基づき、人材育成に向けた研修等を実施するとともに、ケアプラン点検、医療情報突合・縦覧点検について、熊本県介護支援専門員協会や熊本県国民健康保険団体連合会と連携して、市町村の支援を行います。

第6期熊本県介護給付適正化プログラム

1 第6期熊本県介護給付適正化プログラム策定の趣旨等

適切なサービスの確保と効率化を通じて介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度を構築するため、本県では平成20年（2008年）に「熊本県介護給付適正化プログラム」を策定し、これに基づき、県や保険者、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）等が連携して介護給付適正化の取組を推進してきました。

その結果として、各保険者の取組は着実に広がっていますが、実施体制や環境の違いなどにより、取組状況にばらつきがあり、特にケアプラン点検など専門的な知識を求められるものについては、人員や予算の制約又は担当者の異動等により十分な取組ができていない例が見られます。

今後、いわゆる団塊の世代の全員が75歳以上となる令和7年（2025年）、更にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に向けては、必要な給付を適切に提供するための介護給付適正化の取組を一層充実させる必要があります。保険者においては、本来発揮すべき保険者機能の一環として、自らの課題認識の下に、積極的に取組を進めていくことが重要です。

このような現状や課題を踏まえ、本県では、「介護給付適正化計画策定に関する指針について」（厚生労働省通知：以下「第6期指針」という。）に基づき、第6期熊本県介護給付適正化プログラム（以下「第6期プログラム」という。）を策定します。

なお、第6期プログラムは、介護保険法第118条第2項第2号及び第3号に規定する介護給付適正化に関する取組への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとします。

（1）介護給付適正化（定義）

- ① 介護サービスを必要とする者（受給者）を適切に認定した上で
- ② 受給者が真に必要とするサービスを
- ③ 介護サービスの事業者がルールに従って適切に提供するように促すこと

（2）計画期間

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）の3年間とする。

2 第5期プログラムの取組状況

【第5期プログラムにおける支援の状況】

第5期プログラムでは、最重点項目に位置づけた「ケアプランの点検」及び「医療情報突合・縦覧点検」を全保険者が必須で取り組むこととし、重点項目の「要介護認定の適正化」、「住宅改修等の点検」、「福祉用具購入・貸与調査」及び「介護給付費通知」の中から1項目を任意に選択して取り組むこととしました。

(1) 第5期プログラム最重点項目の取組状況と評価（令和3年度（2021年度）実績）

下表のとおり、「医療情報突合・縦覧点検」は全保険者で実施しているものの、「ケアプランの点検」のうち「居宅サービス利用者のケアプラン点検」の実施保険者数は35保険者に留まっています。

居宅サービス利用者のケアプラン点検については、各保険者における人員不足や担当者の多忙、技量不足などの課題があり、これらに対する対応が求められています。

最重点項目	県が保険者に期待する取組【目標数値】	実施保険者数 (実施率)
ケアプランの 点検	居宅サービス利用者のケアプラン点検 【点検率5%以上】	35 保険者 (77. 8%)
	地域ケア会議等を活用したケアプラン点検 【点検月数6月】	34 保険者 (75. 6%)
	住宅型有料老人ホーム等入居者のケアプラン点検 【点検月数6月】	17 保険者 (37. 8%)
	仮設住宅入所者のケアプラン点検 【点検率100%】	7 保険者 (15. 6%)
医療情報突合・ 縦覧点検	医療情報の突合の実施 【全月点検】	45 保険者 (100%)
	縦覧点検の実施 【全月点検】	45 保険者 (100%)
	活用帳票・チェック項目の明確化 【点検に使用する帳票・項目を計画に定める】	5 保険者 (11. 1%)

(2) 県の支援

①各種研修の実施

- ・ 保険者の担当者向けや圏域単位でのケアプラン点検研修を実施。
- ・ 認定調査員、介護認定審査会事務局を対象とした適正化研修を実施。

②ケアプラン点検支援アドバイザー派遣事業の実施

- ・ 保険者がケアプラン点検に係る具体的なノウハウを修得するために、ケアプランアドバイザーを派遣。
- ・ ケアプランアドバイザーによるケアプラン点検の実施。

③医療情報突合・縦覧点検に係る支援

- ・ 国保連と連携して医療情報突合・縦覧点検の取組が低調な保険者への実地支援を行い点検方法等について具体的に指導・助言。

④その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症による研修の中止等に対応するための動画を作成。
要介護認定適正化：認定調査員、介護認定審査会委員、主治医向け
介護給付適正（ケアプラン点検／医療情報突合・縦覧点検）：担当者向け
- ・ 研修等で使用するマニュアル等を作成。
認定調査員補助マニュアル：認定調査員初任者向け
ケアプラン点検ガイドライン：介護支援専門員（ケアマネジャー）、点検者向け

(3) 国保連の支援

①各種研修の実施

- ・ 介護給付適正化システムによる提供情報活用研修会を実施。

②医療情報突合・縦覧点検に係る支援

ア 医療情報突合

- ・ 「医療給付情報突合リスト」に出力される突合区分（01・02）について過誤の可能性が高いものについて保険者に情報を提供。

イ 縦覧点検

- ・ 縦覧点検帳票のうち「算定期間回数制限縦覧チェック一覧表」について、過誤の可能性が高い区分について保険者に情報を提供。
- ・ 縦覧点検システムを活用して、縦覧点検帳票のうち「算定期間回数制限縦覧チェック一覧表」、「居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表」及び「単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表」の一部について、機械的に判定が可能な疑義事項を直接国保連から事業所に照会し、回答を取りまとめ過誤申立情報を作成。（依頼保険者 45 市町村）

③その他

- ・ 医療情報突合・縦覧点検に係る研修動画（保険者の職員向け）を作成。（再掲）

3 第6期プログラムの取組方針

【現状・課題】

(1) 方針

第5期プログラムの実績及び評価、並びに第6期指針を踏まえ、保険者、県、国保連の三者が相互の主体性を尊重しつつ、現状認識を共有し、十分に連携しつつ、一体的に取り組めます。

①保険者の取組方針

介護給付適正化の取組の実施主体は保険者であり、本来発揮すべき保険者機能の一環として、自ら主体的かつ積極的に事業の推進に取り組むものとします。

また、保険者が住民等に対して説明責任を果たす観点から、第6期期間における介護給付適正化事業の目標を明確に定めるとともに、年度ごとの進捗を客観的な指標により評価・公表するものとします。

②県の取組方針

県は、保険者に対し現状や課題を共有した上で、効率的かつ効果的に取組を進めることができるよう、第6期期間中に目指すべき適正化の目標数値と、特に重点的に取り組むべき事項を具体的に示します。

特に、取組が低調となっている保険者に対しては、主体的な取組が促進されるよう、実地による個別支援等の方法により積極的に支援します。

③国保連の取組方針

介護給付適正化事業の実施主体である保険者の取組を効果的かつ円滑に進めるため、受託可能な協力事項について県や保険者と意見交換を行うとともに、その専門性を活用し積極的に保険者の事務負担軽減等に取り組むこととします。

(2) 重点項目・目標

第6期プログラムでは、第5期プログラムに続き「要介護認定の適正化」、「ケアマネジメント等の適切化」及び「サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化」を3つの柱とします。

また、第6期指針が示す主要3事業を重点項目に掲げ、介護給付適正化事業の推進を図ります。

このうち、「ケアプラン等の点検」及び「医療情報突合・縦覧点検」の2項目については、前期プログラムに続き最重点項目に位置付け取り組むこととします。

なお、介護給付費財政調整交付金制度における令和6年度（2024年度）以降の実績において、給付費適正化主要3事業の取組状況が勘案されます。3事業実施していない保険者は、同交付金の見直しによる増加分の5%の減額が予定されていることから、取組に当たっては、各保険者がこれを実施できるように支援します。

併せて、「保険者機能強化推進交付金」の評価指標においても、第6期指針が示す主要3事業が含まれることから、同様の方針とします。

【第6期プログラムの重点項目と取組目標】

3つの柱	重点項目	保険者が目安とする取組と目標	
		内容	数値目標
1 要介護認定の適正化	① 要介護認定の適正化	a 委託による認定調査の点検	点検率 100%
2 ケアマネジメント等の適切化	① ★最重点項目 ケアプランの点検	a 適正化システムにより出力された給付実績の帳票のうち、効果が高いと見込まれる帳票を必ず活用し、ケアプラン点検を実施する。 【活用する帳票】 ・認定調査状況と利用サービス不一致一覧表 ・支給限度額一定割合超一覧表	点検率 13%以上
	② 住宅改修の点検	b リハビリテーション専門職（建築専門職、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上を含む）による住宅改修の施工前点検の体制構築	点検率 10%
	③ 福祉用具購入・貸与調査	c リハビリテーション専門職（建築専門職、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上を含む）による福祉用具貸与後の点検の体制構築	点検率 10%
3 サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化	① ★最重点項目 医療情報突合・縦覧点検	a 医療情報突合の実施	全件点検
		b 縦覧点検の実施	全件点検

（3）最重点項目

①ケアプランの点検

居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画（以下「ケアプラン」という）の記載内容について、作成者に提出を求めるなどの方法により、市町村職員等の第三者が点検及び支援を行うことで、個々の利用者の自立支援につながる真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供の改善を図ることを目的とします。

点検は、要介護（要支援）者の自立支援に向け、課題整理総括表や地域ケア会議等を活用し、多職種の視点から実施することも有用です。各保険者が地域の実情等を踏まえて実施していた質の向上を目的とした点検はこれまでどおり実施しつつ、適正化システムにより出力される給付実績の帳票のうち、効果が高いと見込まれる以下の帳票を活用し、受給者の自立支援に資する適切なケアプランになっているかという観点から対象事業所を絞り込んだ上で優先的に点検を実施します。なお、実施率が県平均を下回る市町村に対して、重点的な支援を実施します。

【目標数値の考え方】

保険者が目安とする取組と目標		考え方
内容	数値目標	
a 帳票を活用したケアプラン点検を実施	点検率 13% 以上	点検対象となるケアプランには、国保連合会介護給付適正化システムに記載されている以下の給付実績の帳票を活用して選定したものを必ず含めるものとする。 【活用する帳票】 ・ 認定調査状況と利用サービス不一致一覧表 ・ 支給限度額一定割合超一覧表 【点検率の求め方】 ・ ケアプラン点検を実施したケアプラン数/各年度の居宅サービス利用者数（延べケアプラン数） ※分子となるケアプラン点検実施数には、1の対象者につき、点検した計画期間を乗じて得た数を計上すること。 ※分母となる居宅サービス利用者数は、介護保険事業状況報告（月報）におけるサービス提供月（4月から翌3月まで）で計上する。 【留意事項】 ・ 支給限度額一定割合超一覧表については、地域の実情に応じて、支給限度額割合や対象サービス種類の設定を変更すること。 ・ 当該2帳票を活用して選定したケアプランの点検を行っている場合には、他の方法により選定したケアプラン点検も評価対象に含めて計上することが可能。だが、当該2帳票を活用していない場合は、評価対象外とする。

②医療情報突合・縦覧点検

医療情報突合については、介護保険サービス受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の是正を目的とします。

また、縦覧点検については、介護保険サービス受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を点検し、提供されたサービスの整合性及び算定回数を確認するとともに、必要に応じて過誤申立て等の適切な処置を行うことを目的とします。

医療情報突合・縦覧点検は、費用対効果が最も期待できる事業です。そのため、効果が高いと見込まれる以下の帳票については優先的に行い、数値目標を設定することにより、確認件数の拡大を図ります。

【目標数値の考え方】

保険者が目安とする取組と目標		考え方
内容	数値目標	
a 医療情報突合の実施	全件点検	全件点検は、点検作業の全月実施を求めるものではなく、出力された全月分の情報（帳票等）の点検とする。 【点検対象帳票】 ・突合区分 01 ・突合区分 02
b 縦覧点検の実施	全件点検	全件点検は、医療情報突合と同様に、出力された全月分の情報（帳票等）の点検とする。 【点検対象帳票】 ・重複請求縦覧チェック一覧票 ・算定期間回数制限縦覧チェック一覧表 ・単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表 ・居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表

（４）重点項目

①要介護認定の適正化

要介護認定は、全国統一の基準により実施するものであり、認定調査の内容を市町村職員等が点検することで、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ることを目的とします。

このためには、認定調査の実施状況の把握と、認定調査員の質の向上が不可欠であり、委託により実施した認定調査が、認定調査員テキストに示す内容に基づいて適切に実施されているか点検を行うとともに、認定調査員の研修等に取り組むこととします。

【目標数値の考え方】

保険者が目安とする取組と目標		考え方
内容	数値目標	
a 委託による認定調査の点検	点検率 100%	点検率は、点検数／事務受託法人、居宅介護支援事業者、介護施設等の事業者等への委託調査件数とする。委託調査件数には、遠隔地を除いた更新認定、変更認定の訪問調査件数とする。

②住宅改修の点検/福祉用具購入・貸与調査

住宅改修は、一般的にその改修費用が高額となる場合が多いこと、一度施工すると原状回復が困難であることから施工前の点検が重要となるため、受給者の実態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を施工前に是正することを目的とします。

このため、施工前の住宅改修費支給申請書、工事見積書及び施工後の改修箇所写真等の確認に加え、改修内容が受給者の重度化防止や自立支援に資するものである

か点検することが重要です。特に、提出書類や写真からは現状が分かりにくいケース等については、必要に応じて介護支援専門員（ケアマネジャー）からケアプランの提出を求め、ケアプランとの整合性の観点から同時にケアプラン点検することも望ましいです。

また、国が取りまとめた「介護給付適正化実施状況調査結果及び介護給付適正化事業における主な意見並びに取組事例」では、「軽度者の福祉用具利用実態を把握することは、福祉用具に頼りすぎることによって生じる機能低下の防止につながる」という事例が報告されているため、軽度者（要支援１・２、要介護１）の福祉用具の利用実態を把握し、不適切な福祉用具利用を是正することを目的とします。

【目標数値の考え方】

保険者が目安とする取組と目標		考え方
内容	数値目標	
a リハビリテーション専門職（建築専門職、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上を含む）による住宅改修の施工前点検の体制構築	点検率 10%	点検率は、専門職による施工前点検数／住宅改修の施工前点検数とする。 なお、保険者機能強化推進交付金の評価指標には、「住宅改修費の申請内容についてリハビリテーション専門職等がその妥当性を検討する仕組みがある。」との指標があるため、当取組を実施することが望ましい。
b リハビリテーション専門職（建築専門職、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上を含む）による福祉用具貸与後の点検の体制構築	点検率 10%	点検率は、専門職による福祉用具貸与後の点検数／軽度者（要支援１・２、要介護１）の貸与数とする。 なお、保険者機能強化推進交付金の評価指標には、「福祉用具の貸与後にリハビリテーション専門職等が用具の適切な利用がなされているかを点検する仕組みがある。」との指標があるため、当取組を実施することが望ましい。 適正化システムにより出力される給付実績の帳票のうち、効果が高いと見込まれる以下の帳票を活用し、調査対象を絞り込んだ上で福祉用具貸与調査を実施することを優先的に行うこととする。 【有効性が高いと見込まれる帳票】 ・認定調査状況と利用サービス不一致一覧表

4 保険者への支援体制

（１）県の支援体制

最重点項目である「ケアプランの点検」及び「医療情報突合・縦覧点検」を中心に保険者支援を実施します。

① 保険者の規模等状況に応じた適正化の支援

県は、介護給付適正化事業の取組がどのような状況か、保険者の個々の地域特性や規模、実施体制等を分析・把握し、その原因を踏まえて、個別に行う指導・助言とともに、保険者の主体的な取組を前提として、必要とされる支援を実施します。

また、国保連や介護支援専門員協会と連携し、小規模保険者や介護給付適正化事業の取組が進まない保険者に対しては、個別に実地支援等伴走型支援を行います。

② 各種研修会等の実施

①保険者の介護給付適正化事業への理解促進の研修

②ケアプランの点検の方法等のノウハウの修得の研修

③適正化の推進に役立つツールの活用についての研修

また、感染症や災害等の影響により、研修が実施できない場合に備え、保険者の職員が動画等を活用し、随時スキルアップが図れる環境を整備します。

このほか、国保連と協力しながら、国が開催するブロック研修の受講内容を踏まえた伝達研修を実施します。研修の実施に当たっては、好事例等の紹介など、実施主体である保険者の業務の参考となる内容となるものとします。

③ 国保連や県介護支援専門員協会との連携強化

介護給付適正化事業を効率的・効果的に実施するためには、国保連や介護支援専門員協会との連携が不可欠であり、一層の連携強化を図り保険者を支援します。

④ 被保険者及び事業者の理解促進

第6期プログラムを県ホームページに掲載するなど、介護給付適正化の取組に係る被保険者の理解を得るための取組を促進します。また、保険者に対しても、被保険者の理解を得るための取組を促します。

また、事業者に対しても、集団指導等の機会を通じて介護給付適正化の目的等について説明します。

(2) 国保連の支援体制

① 介護給付適正化システム活用のための研修会の実施

介護給付適正化システムは、介護給付の適正化に資することを目的に構築されているため、保険者が、同システムから提供される適正化情報の種類や活用方法を修得し、目的に応じて情報を活用するための研修を実施します。

② 介護給付適正化システムの帳票活用に関する保険者からの問合せ対応

各保険者によって帳票の活用状況に差があることから、研修後のフォローアップや各種保険者からの問合せに個別に対応します。

③ 医療情報突合・縦覧点検の支援

保険者が行う医療情報突合及び縦覧点検は、適正な介護報酬請求のための重要な取組であり、費用対効果も高いため、保険者の委託を受け過誤の可能性が高いものや事業所への確認が必要なものについて点検を行い、より精度の高い情報を保険者に提供します。

④ 縦覧点検システムを活用した支援

保険者からの依頼により、介護給付適正化システムで作成した縦覧点検情報を縦覧点検システムに投入した上で、機械的に判定が可能な事項を直接事業所に照会し回答の取りまとめ、過誤申立情報の作成を行います。

⑤ 県と連携した取組の推進

各保険者の介護給付適正化事業の支援に当たっては、保険者の実施状況や現状を適切に把握し、適正化事業の進捗管理を行う県との連携が不可欠です。よって、事業の実施に当たっては、県と連携を図りながら効率的かつ効果的な支援を行います。

5 計画の進捗管理

県は、年度ごとに保険者の取組状況や現状を把握し、介護給付適正化事業の進捗管理を行うとともに、県全体で達成すべき目標や保険者ごとの目標に照らして評価を実施します。

また、評価結果については、保険者へフィードバックして情報共有を図るとともに、サービスを受ける被保険者が介護給付適正化事業の取組を理解できるよう、県ホームページ等で公表します。